

令和3年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

令和3年度決算に基づく本町の各指標は、全てにおいて基準内ですが、財政状況が年々厳しくなっていることに変わりはなく、今後も行財政改革を徹底して行い、財政の健全化に努めていきます。

健全化判断比率

	令和2年度決算に基づく数値	令和3年度決算に基づく数値	比率の増減
実質赤字比率	－%	－%	－
（早期健全化基準）	15.0%	15.0%	
（財政再生基準）	20.0%	20.0%	
連結実質赤字比率	－%	－%	－
（早期健全化基準）	20.0%	20.0%	
（財政再生基準）	30.0%	30.0%	
実質公債費比率	6.4%	6.5%	0.1
（早期健全化基準）	25.0%	25.0%	
（財政再生基準）	35.0%	35.0%	
将来負担比率	－%	－%	
（早期健全化基準）	350.0%	350.0%	
（財政再生基準）			

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、赤字額がないため「－」と表示。

資金不足比率

会計名	令和2年度決算に基づく数値	令和3年度決算に基づく数値	比率の増減
簡易水道事業特別会計	－%	－%	－
（経営健全化基準）	20.0%	20.0%	
農業集落排水事業特別会計	－%	－%	－
（経営健全化基準）	20.0%	20.0%	

※ いずれの会計も資金不足額がないため「－」と表示。

令和3年度 健全化判断比率・資金不足比率について

地方自治体の財政破綻を早い段階で防止することを目的とする「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「健全化法」という）により、平成19年度決算から「健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率」の議会への報告及び公表が義務付けられました。

今回、公表する指標は、財政の健全化と公営企業の経営の健全化を図る目安となるもので、この指標が一定の水準を超える地方自治体は、早期健全化団体、財政再生団体に指定され、前者の場合は財政健全化計画、後者の場合は財政再生計画、また公営企業においては、経営健全化計画の策定が義務付けられます。

健全化法の主な特徴

- 監視対象を、普通会計のみを対象とするのではなく（従来の法律は普通会計のみ）、特別会計や公営企業、公社・第三セクターなども監視対象とすること。
- 単年度だけでなく、将来に係る財政負担も配慮した判断指標を導入することで、財政悪化を可能な限り早い段階で把握し、財政状況の改善に着手させること。

健全化判断比率等の概要

1 実質赤字比率

一般会計等を対象とし、標準財政規模に対する、歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合のことです。黒字か赤字かを判断し、財政運営の状態を示した指標

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{（一般会計及び宅地分譲特別会計の歳入総額） - （歳出総額 + 繰越財源）}} \div \text{標準財政規模}$$

2 連結実質赤字比率

全会計（一般会計、公営事業会計、公営企業会計）の赤字額から黒字額を引いた額を標準財政規模で割った額のことです。地方公共団体の全体としての財政運営の状態を示した指標

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \{ (\text{イ} + \text{ロ}) - (\text{ハ} + \text{ニ}) \}}{\text{標準財政規模}}$$

・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える額

イ 一般会計及び公営企業以外の特別会計（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計）の実質赤字の合計額

ロ 公営企業特別会計（簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計）の資金不足の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業特別会計の資金剰余の合計額

3 実質公債費比率

一般会計が負担する借入金の返済額（元利償還金・準元利償還金）の標準財政規模に対する比率。収入のうち、どのくらいを借金の返済にあてているかを示した指標

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

・準元利償還金：イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年あたりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等からそれ以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの

ハ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準じるもの

ホ 一時借入金の利子

4 将来負担比率

将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。将来財政を圧迫する可能性を示した指標

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

・将来負担額：イからチまでの合計額

イ 一般会計等の地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地財法第5条各号の経費等に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元利償還金に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ 下郷町が加入する組合等の地方債の元利償還に充てる下郷町からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

へ 設立した一定の法人の負債額、その他の者のために債務を負担している場合の額のうち当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

5 資金不足比率

公営企業〔簡易水道事業・農業集落排水事業（両事業とも法非適用）〕の経営状況を、料金収入に対する資金不足の規模で示した指標

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額} - \text{解消可能資金不足額}}{\text{事業の規模} - (\text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額})}$$

資金の不足額
(繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の残高)

解消可能資金不足額

・解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

○標準財政規模：自治体が、標準的な状態のとき、通常収入されるであろう經常的一般財源の規模（標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額）